

## 閣法 第189回国会 第64号 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案に対する修正案

民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案に対する修正案

民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案の一部を次のように修正する。

目次中「第三百条」を「第三百条の三」に、「第二百六十七条」を「第二百六十七条の三」に改める。

第二条第二項中「平成二十七年法律第 号」を「平成二十九年法律第 号」に改める。

第三章第四節中第三百条の次に次の二条を加える。

(特定商取引に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第三百条の二 特定商取引に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第二号中「平成二十八年法律第 号」を「平成二十九年法律第 号」に改め、同条第三号中「平成二十八年法律第 号」を「平成二十九年法律第 号」に改める。

(消費者契約法の一部を改正する法律の一部改正)

第三百条の三 消費者契約法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第二号中「平成二十八年法律第 号」を「平成二十九年法律第 号」に改め、同条第三号中「平成二十八年法律第 号」を「平成二十九年法律第 号」に改める。

第九章中第二百六十七条の次に次の二条を加える。

(農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の一部改正)

第二百六十七条の二 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第二号中「平成二十七年法律第 号」を「平成二十九年法律第 号」に改める。

(漁業経営に関する補償制度の改善のための漁船損害等補償法及び漁業災害補償法の一部を改正する等の法律及び森林法等の一部を改正する法律の一部改正)

第二百六十七条の三 次に掲げる法律の規定中「平成二十八年法律第 号」を「平成二十九年法律第 号」に改める。

一 漁業経営に関する補償制度の改善のための漁船損害等補償法及び漁業災害補償法の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第三十九号）附則第一条第三号

二 森林法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第四十四号）附則第一条第二号

附則ただし書中「ただし、」の下に「第三百条の二、第三百条の三、第二百六十七条の二、第二百六十七条の三及び」を加える。